

コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取り組み～

188 同内容

スポーツ庁ガバナンスコードの制定 全剣連は公益法人へ移行

- ・令和元年6月、スポーツ庁はスポーツ団体のガバナンスコード制定
- ・令和2年9月16日全剣連は一般財団法人から公益財団法人

共通して重要なこと

- ガバナンス(適正な組織運営)の強化
- コンプライアンス(法令遵守)徹底

全剣連として強く指導

厳しく行う

ガバナンスとコンプライアンス

- ・ガバナンス
 - ・「統治・支配・管理」
 - ・適切な組織運営(スポーツ庁)
 - ・スポーツ団体(&公益法人)として社会的責任を果たす方策
 - ➡組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任
- ・コンプライアンス
 - ・法令遵守(全剣連の規則・ルールも含む。)に加え、社会常識、良識
 - ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
 - ➡ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

剣道人口の減少

この間の16歳(高校1年生)人口:135万人(2003年) ⇒ 112万人(2019年) 82.9%

・高校剣道部員数(高体連資料より)

	卓球	弓道	剣道	柔道
2003年(平成15年)	67,062	65,162	59,382	35,628
2019年(令和元年)	76,328	62,278	38,435	17,904
増減	+9,266	△2,884	△20,947	△17,724
増減率	13.8%	95.6%	64.7%	49.7%

- ・中体連:平成15年から令和元年 37%減(女子委員会資料より)
- ・道場連盟:平成元年12万人から平成30年5.4万人 半分以下(同上)
- ・初段登録者数:平成13年4.7万人⇒平成30年3.2万人 △32% 令和5年度?
同年13歳(中1)人口 (127万人) ⇒ (107万人) △16%

剣道人口の今後

- ・そもそも人口減少
(2021年現在 13歳108.9万人、6歳:100.3万人、0歳:83万人)
- ・野球、サッカーなどに比べ大衆訴求力(テレビなど)は小さい
- ・お金がかかる(稽古着・袴、竹刀、剣道具)
- ・汗臭い
- ・痛い
- ・体罰のイメージにつながっていないか?

⇒ 少なくとも暴力、体罰、その他ハラスメントを根絶する必要あり

なくならない不祥事

(全剣連への告発、新聞報道等)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総件数	14件	15件	20件	33件
実名告発等	8件	9件	18件	23件

実名告発が増 ⇒ 深刻な事案が多くなっているか

- パワハラ、高校生自死(高校)
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金(中学校)
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予(スポーツ少年団等)
- 不適切な会計処理、生徒・関係者から誕生日祝いを強制徴収他(高校)
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為(高校)

今一度、考えよう

- ・剣道の理念
 - ・剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- ・剣道修練の心構え
 - ・剣道を正しく真剣に学び...
- ・剣道指導の心構え
 - ・(竹刀の本位)(礼法)(生涯剣道)
- ・全剣連倫理に関するガイドライン
- ・その他にも
 - ・やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。
(山本五十六元帥海軍大将)

全剣連の取組み

- ・ 倫理規定制定
- ・ 倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、以降数次改定最新版は令和5年11月一部改定)
- ・ 相談・苦情窓口の設置
- ・ 綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・ 剣道修練の心構え
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
理念に反する不祥事の発生
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
⇒ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ～ ガイドラインの制定
- ・ 対象者
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

- ・ 暴力・パワーハラスメントの絶対禁止
 - 相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来112件うち、
✓うち、暴力・体罰 32件、パワハラ・指導16件
(役員による暴力3件、教師による体罰6件)
 - 暴力に対する考え方(間違い)
 - ✓ 剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴れるのに」
 - ✓ 「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ポコポコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』」
 - ✓ 体操女子暴力 ～ 本人も家族も納得していた
 - ✓ 殴るには殴る理由がある

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

・2013年柔道女子代表選手

「…によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て…」

- ・暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの
- ・剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとうとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

剣道と暴力は、相容れないもの

- ・暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

・セクシャル・ハラスメント

➢「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」

・差別の禁止

- ・合理的理由のない一切の差別を禁止

・アンチドーピング及び薬物乱用

- ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
- 大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底

・指導的立場にある者と選手等との関係

➢相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動

・審査に関する金銭授受の禁止その他

- ・審査は厳正、公正、適切、誠実に

全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

・不適切な経理処理

- 適正な経理処理と不正行為の防止
- ボランティアだから多少のことは… 一切ダメ

・選手・役員選考

- スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備

・安全・事故防止

- 剣道は安全な武道、さらなる配慮

・一般社会人としての規範

- 反社会的勢力には特に注意

感染症対策、健康食品—安全とは？

○新型コロナ感染症は収まりつつはあるが、今後は？

- ・新型コロナの感染力はインフルエンザよりずっと高い。
- ・新型コロナで重症化する人の割合は大きく減ったが、オミクロン株が流行して以来、感染者が急増し、このために重傷者、死者は第8波で最も多くなった。
- ・高齢者(>80歳)では免疫力が低下し、持病があるために、ワクチンの効果が十分に出ず、結果として重傷者、死者が多くなる；最近の死者の約9割が70歳以上の高齢者。
- ・子どもや若者にはコロナは「軽い」ことが多いが、実際はかなり後遺症問題がある。
- ・人間以外の自然界の動物にも、一部、感染が広がっている。*→ かなり広がり*
- ・感染は若い世代から年代の高いほうに拡がる傾向があるので、若い世代での感染を減らしたいが、ワクチン接種率が低いという問題点がある。

→新型コロナはおそらくこの社会からしばらくの間は消えないであろう

- ・米国では労働者の10%が後遺症に悩み、約20万人のコロナ孤児が生まれている。英国では後遺症患者が増え、なかでも向精神薬の処方数が大きく増えている。欧米ではハイブリッド免疫保有者が非常に増えているが、日本では3~4割程度。残りの人たちはワクチン免疫しか持っていない。
→日本ではコロナにかかりやすい人が多い

- ・米国のデータで全年齢層において、ワクチン接種により新型コロナの死亡率は大きく減少し（未接種者に比べて5分の1以下）、追加接種によりさらにその効果が高まっていた。これは日本を含む世界各国でほぼ同様。ワクチン接種は、オミクロン流行時においても、全年齢層で入院患者数を大きく減少させた。追加接種により、さらに入院率が低下した。

○感染によっても免疫ができるので、自然に感染したほうが良いのでは？ *→ 7/8*

- ・合併症をどうするのか？⇒新型コロナ感染により心筋梗塞などの重篤な合併症が大きく増える。

一般にウイルス感染により、アルツハイマー病や血管性痴呆のリスクが増える。

・後遺症をどうするのか？⇒新型コロナ；約1割の人が3ヶ月以上続く後遺症症状を示す。

・まわりの人に広げるリスクをどう考えるか？

○くしゃみ一発で、数百万個のウイルスが周囲に飛び散る。

・大きな飛沫：2メートル以内で落下→距離保持、マスク着用

・小さな飛沫：空気中を漂う →送風・換気

面マスクを着用しない場合はシールド着用をお願いします

全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。

シールドは多くの種類が販売されていますが、

全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫

(5 μ 以上)については各シールドとも一定の

効果がありました。しかし、小さな飛沫

(0.5 μ 以上)については各シールド間で

飛沫防止能力に差があり、シールドの形状に

よっては、ほとんど防止能力がないものも

ありました。ただし、全剣連の調査では、

シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので

塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を

得ることができました。

ぜひ参考にしてください。

面の内側に装着する

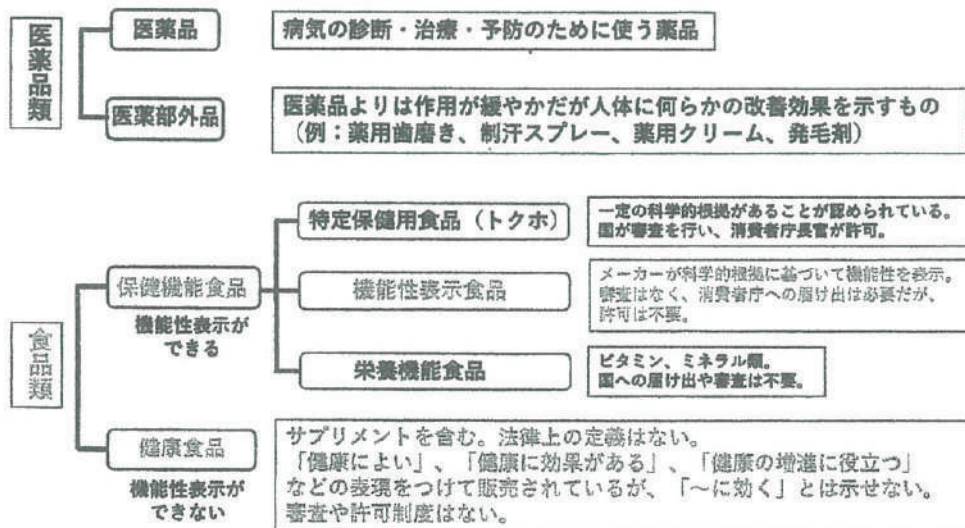
プラスチックシールド

フィルタースポンジ

シールド下部の
隙間を塞ぐ

飛沫の吸い込みを避けるためには通風・換気が重要
(工業用送風機、CO₂モニターを使って換気確認)

健康食品やサプリメントについて



健康食品やサプリメントには必ずしも十分な安全性評価が行われていない

女子委員会活動報告

主な活動

1. 幼少年剣道の活性化を目指す女子ブロック講習会を実施する。

剣道の特性や楽しさを伝えと共に女性指導者の人材育成を図る。

- (1) 沖縄講習会 令和5年9月23日(土)*要請により実施

女子講習生 72名参加 *女子講習生対象のみ

指導法 松田勇人講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

- (2) 北海道ブロック講習会 令和5年11月12日(日)

女子講習生 63名 幼少年経験者137名・初心者32名参加

アスリート 栄花直輝選手・地白允大選手・小松加奈選手・竹中美帆選手(委員)

指導法 栄花英幸講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

- (3) 北信越ブロック講習会 令和5年12月16日17日(土・日)

女子講習生 45名 幼少年経験者57名・初心者33名参加

アスリート 安藤 翔選手(委員)・松崎賢士郎選手・村山千夏選手(委員)

松本弥月選手(委員)

指導法 寺地里美講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

- (4) 近畿ブロック講習会 令和6年1月27日28日(土・日)

女子講習生 73名 幼少年経験者97名・初心者17名参加

アスリート 村上雷多選手(委員)土谷有輝選手・大西ななみ選手・藤崎薫子選手

指導法 松田勇人講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

2. 令和6年度幼少年女子ブロック講習会実施を検討する。

- (1) 中国ブロック講習会 令和6年 6月15日16日(土・日)

会場 広島県立総合体育館

- (2) 関東ブロック講習会 令和6年11月23日24日(土・日)

会場 栃木県ユウケイ武道館

- (3) 四国ブロック講習会 令和7年 1月25日26日(土・日)

会場 高知県民体育館

- (4) 東海ブロック講習会 令和7年 3月16日(日)

会場 静岡県立武道館

3. 女子代表者による全国リモート連絡会議を実施する。令和6年2月9日(金)

- (1) 各剣道連盟女子の活動状況及び女子剣道普及の課題について
- (2) 幼少年剣道の人口減少に対する対策について
- (3) 部員募集やそれにかかわる広報の工夫について

* 全国都道府県代表者による会議は、本年度で第3回を迎える事ができた。各都道府県剣道連盟のご理解とご協力により、全員参加の充実した会議となった。相互の情報交換及び情報共有に寄与することができた。

4. 女子審判法講習会や女子審判研修会を通して審判技能を高めると共に、各種大会の活性化を図る。

(1) 女子審判法講習会

令和6年1月13日・14日(土・日)兵庫県立武道館

(2) 女子審判研修会

令和5年5月20日21日(土・日)静岡県剣道連盟武道館(養浩館)

令和5年7月29日30日(土・日)日本武道館研修センター

* 試合・審判委員会の指導により講習会が実施された。年々審判技能が向上し安定感もみえてきた。さらにより高度な審判技能養成を図る。

5. 広報活動を通して、女子剣道の発展及び活性化を図る。

(1) 女性八段審査一次合格者のコメントを剣窓に掲載

(2) 沖縄県剣道連盟宇良永子副会長の挨拶を剣窓に掲載

(3) 沖縄県女子講習会について剣窓に掲載

(4) 九州女子剣道愛好会について剣窓に掲載

(5) 都道府県女子代表者によるリモート会議について剣窓に掲載

6. 今後の課題と要請について

(1) 幼少年女子ブロック講習会・9ブロック終了後について検討する。

ア. 幼少年剣道の活性化を目指すため、9ブロック講習会終了後においても継続の方向で進める。1日での講習会や2日間での講習会実施等は希望制とする。

イ. 各剣道連盟より要請依頼によって実施することを検討する。

ウ. 以前同様に各委員会(普及委員会・指導委員会・医科学委員会及びアンチドーピング委員会・アスリート委員会)等の協力を得て実施する。

エ. 幼少年初心者と保護者の合同活動等を検討する。

(2) 女子委員会の活性化を図るため、更に全日本剣道連盟ホームページ活用の工夫を検討する。

(3) 各剣道連盟の女子委員会及びそれらに準ずる組織の設立を要請する。

お陰様でほとんどの剣道連盟において、女子委員会(女性委員会・女子部等)が設立されました。全剣連としましては、全連盟での設立を是非お願いしたい。

女子代表者による全国リモート会議において、幼少年剣道人口減少の対策についての情報交換をしている。活用し実践したいという思いはあるが、女子委員会が設立されていない為、実施できないと言う声が届いている。

「剣道の理念」理解の深化に向けて（普及委員会 資料）差替え版

1. 「剣の理法説明版」とは何か？

《本文》

「『剣の理法』とは、気剣体一致した打突を生み出すために心法・刀法・身法を一体としてはたらかせる理にかなった方法のことである。」

《補足》

「気剣体一致した打突は、心法（心のはたらき）と刀法（刃筋・物打・鎗などが機能する刀・木刀・竹刀の適正な操作）と身法（体勢・体さばきなどの身体の運用）とが一体となっているものである」

2. 「剣の理法説明版」作成の背景

全剣道指導者のため

3. 「剣の理法説明版」の内容

4. 「剣の理法説明版」の活用を含めた今後の展開

5. 「指導等に係わるポイント」

◆【「剣の理法」の説明版】は「剣の理法」についての全剣連の見解を明確に示すものである。

①「剣の理法」を定義した。

②主な対象層は4段—5段クラスの若手指導者としている。（全剣道人を対象としつつ）

◆指導は指導者の裁量に任せる

①具体的な指導については、指導者の経験・修練・知識などをもとに、指導者の裁量に任せる。（指導者の指導法を尊重する）

②指導者は、特に《補足》に示されている心法・刀法・身法それぞれの（ ）内の用語・内容を、受講者のレベルに適した用語に置き換えて説明することが大切であり、このことは指導上極めて重要である。

③本資料が正しい指導の手掛かりとして広く利用されることを切に願う。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法
全日本剣道連盟試合・審判委員会

1
17/4/1 同様

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鰐)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。
 - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鰐)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。
 - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・「つば(鰐)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 「つば(鰐)競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鰐)競り合い」解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと思わせかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鰐)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鰐)競り合い」から鰐と鰐で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
選手：面マスクまたはシールドを着用する。
審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする

以上

剣道試合・審判・運営要領の手引き

2 つば（鐔）競り合いについて

つば（鐔）競り合いは、鐔と鐔とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鐔競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

鐔競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鐔競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。

- ① 正しい鐔競り合いをしているか。
- ② 打突の意志が有るか。
- ③ 分かれる意志が有るか。

目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。

○ 一般的に見て異常な行為であれば、不当な鐔競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第 1 条の目的に帰結することになる。

こうしたことに加えて、「時間的な経過」「姿勢」なども踏まえて、総合的かつ客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。

○ 終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鐔競り合いである。

○ 鐔競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続けば異常と判断される。

○ 技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。

○ 打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。

○ 暴力的であったり、意図的なひっかけ（ひっかけることを目的にする）や、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。

○ こうちゃく（膠着）の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。

○ 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鐔競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。
以上

JA 変更

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏑)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないように調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べるができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば(鰐)競り合いの解消の際の見極めについて	
つば(鰐)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？	「つば(鰐)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸(※目安としておよそ3秒)」とし、双方が鰐と鰐で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。 ※目安の根拠:成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」とした。
(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない	
相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？	「つば(鰐)競り合い」は鰐と鰐が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸(およそ3秒)」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれよう」と見せかけて「技を出した場合は合議の上、反則を適用する。 「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸(およそ3秒)」以内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、合議の上、目的と現象を見極めて判断する。 なお、「つば(鰐)競り合い」からの引き技を出す場合は「一呼吸(およそ3秒)」以内とする。
分かれ際の引き技及び一呼吸後の引き技における有効打突の見極めは？	分かれ際の引き技か一呼吸後の引き技かの見極めについては、試合を運営する主審の専決事項であるので、原則として副審は「合議」をかけることはできない。主審の裁量や適格な見極め及び審判員3人の意志の統一や連携が大切である。 ※主審は、一呼吸(およそ3秒)後は「止め」を宣告し反則を適用する。若しくは膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鰐)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則にしない。

令和6年度(第59回)剣道中央講習会 「木刀による剣道基本技稽古法 指導の要点」

1. 木刀の扱い方

- (1) 現在は、木刀を日本刀として考えて扱う意識が低い、「木刀による剣道基本技稽古法」制定の趣旨に則り、正しい木刀の扱い方を身につける。
- (2) 木刀の持ち替えは、概ね体の中央で行う。
- (3) 帯刀時の柄頭は正中線上に位置する。
- (4) 鐔に左手親指を掛ける意味は、「相手に抜かれない」「自分が抜きやすい」「鞘走りを防ぐ」などである。この意味から、左手親指の指紋部は鐔のやや内側に掛けことになる。

2. 蹲踞

- (1) 蹲踞しながら抜き合わせる。
- (2) 蹲踞は右自然体である。
- (3) 横手あたりの交差になる。

3. 中段の構え

- (1) 足の備えは両足の内側が平行になる。
- (2) 目付けは、相手の目を注視しながら全体を見る。
- (3) 左拳は、臍前約ひと握りのあたりに納め、左手親指の付け根の関節が臍の高さになる。
- (4) 木刀によって正しい握り方を体得する。

4. 間合

(1) 一足一刀の間合

- 1) 技を起こす時は「一足一刀の間合」である。
- 2) 「一足一刀の間合」とは、一歩出れば打てる距離、一歩引けば相手の打突をかわすことができる距離である。
- 3) 「一足一刀の間合」には個人差があることを理解する。

(2) 横手あたりの交差

- 1) 最初の抜き合わせと、技が終了した時点では横手あたりを交差する。
- 2) 横手あたりの交差は作法として示されたものである。
- 3) 横手の部位を示して解説してあげると親切である。

5. 打突

- (1) 「気剣体一致の打突」と「残心」を修得する。
- (2) 「振り上げ→振り下ろし→打突」を一拍子で行う。
- (3) 振り上げた際、左手の小指・薬指は緩めない。

(4) 刃筋正しく打突する。

(5) 木刀の物打で打つ。木刀の物打は先端から約 10 cm 程度の箇所である。

(6) 足さばきは「送り足」を原則とし、一方の足に他方の足が伴う。左足を素早く引きつける。

(7) 動作は腰から起こし、重心は平行移動する。

(8) 打突部位を明確に発声する。

6. 残心

打突後は油断することなく相手に正対し、間合いを考慮しながら「中段の構え」となって残心を示させる。残心とは、一般に、打突後油断せず相手の反撃にも対応できる身構え、気構えをいう。

7. 基本 9 指導上の留意事項

打ち落とし技「胴（右胴）打ち落とし面」の「掛り手」の動作について

【原本】

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、相手の木刀を自分の木刀の刃部の「物打」付近で斜め右下方に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

【講習会資料】

左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、刃部の「物打」付近で斜め右下方向に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

※ 指導上の留意事項

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくので、体は斜め右方向を向く。まっすぐ振りかぶり刃筋正しく刃部で真下（下方）に打ち落とす。

令和6年度(第59回)剣道中央講習会

「日本剣道形」

解説書
講習会資料

1. 制定の経緯

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修錬の重要性を説いている。剣道形の修錬により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。
- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が錬れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い（特に小太刀の置き方）を適切に行わせ、刀（木刀）の操作（刃筋・鎧の使い方・手の内）、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀（師の位）、仕太刀（弟子の位）の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」（機とは、心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと）打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。
- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突（発声）させる。
- (13) 形の実施中は、初めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鰐元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀身の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一拳前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら胴を打つときの方法。
- ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の錬度に応じて指導する)
- (7) 小太刀半身の構えの刃先の方向
- ① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
 - ② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

- (1) 日本剣道形解説書、講習会資料(日本剣道形)を熟読・精通する。
- (2) 日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。
- (3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない。その為に、平素から日本剣道形の修錬に努める必要がある。

以上

令和6年度(第59回)剣道中央講習会 「指導法」

講習会の目的：剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟および全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の中で、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

I. 指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

II. 指導の内容

(1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道試合・審判規則第4,5条 同細則第3条)

- ① 剣道着と袴の着装法と留意点
- ② 剣道具(面・胴・小手・垂)の着装法と留意点
- ③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方(剣道指導要領pp.11~23)

(2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)

(剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

- ① 竹刀
- ② 日本刀・木刀
- ③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方 (剣道指導要領pp.24~29)

(3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)

- ① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。
(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

(4) 基本動作

- ① 姿勢、② 構えと目付け、③ 構え方と納め方、④ 足さばき、⑤ 素振り、⑥ 掛け声(発声)、⑦ 間合、⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方、⑨ 体当たり、⑩ 鍔ぜり合い、⑪ 切り返し、⑫ 残心 (剣道指導要領pp.36~71)

(5) 応用動作(対人的技能)

- ① 基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
- ② [攻め合い]について(三殺法)(剣道指導要領pp.72~73)、氣勢の充実をもって中心

を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。

(講習会資料 p9)

- ③[しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④[応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技(剣道指導要領pp.113~147)

(6) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修練に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

①剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。

習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技:小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技:小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

②“見事な一本”を実打する。

③呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と冴え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、正しい手の内、鎬を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突、正しい攻防(氣勢、中心を外さない攻め合い、左拳を中心線から外さない)、正しい鍔ぜり合い、目付け、打突の機会(虚実、拍子)(剣道講習会資料p8の「指導法講習における基本的事項」ならびに同p9の「指導法講習における重点事項」を参照)

(7) 稽古法:

基本稽古(切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古)、互格稽古、引き立て稽古、試合稽古、様々な稽古の仕方や形態(ひとり稽古、見取り稽古、立ち切り稽古、出稽古・武者修行、合宿)、伝統的な稽古法(寒稽古、暑中稽古)

①各種稽古法を組み合わせた指導。

例:互格稽古→打ち込み稽古→掛かり稽古→切り返し→互格稽古→打ち込み稽古→掛かり稽古→切り返し 等

※各種稽古法を組み合わせた稽古は、時間配分等を勘案し、一斉指導または元立ちの指示で行う。(剣道指導要領pp.148~152)

(8) 「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」における指導

①正しい鍔ぜり合いから間を切る方法

②一瞬の崩しから技をしかける方法

以上